

# 会議要旨

会議の名称	世田谷区インクルーシブ教育ガイドライン作成委員会（第7回）
開催日時	令和6年7月19日（金曜日）午後1時30分から午後3時00分まで
場 所	教育総合センター 1階研修室 「たいよう」
出席者	東京家政大学教授、中央大学教授、東京都立光明学園特別支援学校長、東京都立久我山青光学園特別支援学校長、世田谷区立中学校長会代表、世田谷区立小学校特別支援コーディネーター（2名）、世田谷区立中学校特別支援コーディネーター、世田谷区帰国・外国人教育相談室長、学校教育部長、教育総合センター長、学校経営・教育支援担当副参事、支援教育課長、乳幼児教育・保育支援教育課長、人権・男女共同参画課長、教育指導課統括指導主事、支援教育課指導主事、支援教育課係員
出席者 （オンライン）	障害施策推進課長
欠席者	世田谷区立小学校長会代表、東京学芸大学附属小金井小学校教諭、幼児教育専門官、教育相談課指導主事

## 会議概要・質疑事項・回答内容

### 1 せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）についての意見交換

- （1）現場の教員としては、第4章、第5章の関わりが大きい。区内の実践事例があると自分たちでもできる、工夫できるというように感じる。
- （2）特別な教育が、特別な場所で分けて行われるというわけではなく、実際に通常の学級において既に多く行われている。同じ場所で学ぶことを目指すために、教師全員がそのような意識をもって取り組んでいかななくてはならないと思う。
- （3）5つのコンセプトを並列で示していることが分かりやすい。教員の専門性のコンセプトについては、公立小中学校に勤務する教師としての専門性として、こういうものが必要ということも示せると良い。
- （4）教員の質については、通常の学級の教員が特別支援についての基礎的な知識を持っていることも必要である。
- （5）ガイドラインは教員の意識改革の部分を中心となるのではないか。教員の役割を整理して記載するのが良い。
- （6）一人一人の子どもに寄り添って教育を行っていくことが、教員の仕事の本来の意味であり、今の教員が喜びを感じさせてあげられる内容であってほしい。
- （7）誰もが安心して普通学級、学校に入れるかということが権利として保障されていることが重要である。ガイドラインでは、まず制度改革をどうするのか、そしてその後に教室の中をどのようにしていくかの2点が主な内容になるのではないか。

- (8) 教育委員会として、教育振興基本計画に沿って制度改革を進めながら、教員には意識改革を促すような流れが必要になると考えられる。
- (9) 教員が自分のクラスに在籍する支援が必要な子どもに、他の子どもと同様に対応するのであれば、どういうことをするのか。その子どもにできないことがある場合に、成長を促すためにチャレンジさせていく部分や、できない部分についての必要な支援とは何かということ、1つ1つ考えていくきっかけになるガイドラインになるように議論すべき。
- (10) 教員が頑張るだけでなく、現場の教員が利用できる支援といった制度的保障がないと、うまくいかないのではないか。

## 2 「世田谷インクルーシブ教育ガイドライン」の策定に向けた意見聴取を兼ねたシンポジウムの開催について

9月22日（日）にシンポジウムを開催する予定。詳細は配布資料のとおり。

### 事務連絡

- ・ 次回は10月の予定。詳細が決まり次第、連絡・周知する。

事務局

教育指導課・支援教育課